

〔財政援助団体監査〕

1 監査の対象

- ・ 青少年育成茂原市民会議
- ・ 「社会教育関係団体事業補助金」

- ・ 茂原市リサイクル推進委員会
- ・ 「茂原市リサイクル推進委員会補助金」

2 監査の期間

平成26年9月2日から10月

9日まで

3 監査の方法

財政援助団体監査の実施にあたっては、補助申請および交付の手続き、事業の目的および実施の状況、経理の状況等に主眼を置き、補助金交付担当課および交付団体から提出された関係諸帳簿等を調査するとともに説明を聴取することにより、適正な監査の執行に努めた。

4 監査の結果

監査した事務については、関係諸帳簿および支出証拠書類等を照合した結果、おおむね適正と認められた。

5 所見

（青少年育成茂原市民会議）

- ・ 会費の徴収について、自治会未加入世帯への対応など難しい問題もあるが、活動

に支障が出ることはないよう運営に要する費用を精査し、適正な会費や補助額について検討するよう努められたい。

・ 青少年の健全育成活動について市民への啓蒙および議会への報告などにより、市民総意のもと青少年問題への意識啓発に努められたい。

（茂原市リサイクル推進委員会）

- ・ 会計事務にいくつかの不備が認められた。今後は適正な会計処理に努められたい。
- ・ 委員会運営に要する費用について精査し、市民および企業、団体へ協力を求めるなど、歳入確保について検討するよう努められたい。
- ・ 更なる市民参加の推進に向け、廃棄物の減量化および資源のリサイクル活動について広く啓蒙し、住みよいきれいな環境づくりに努められたい。

お問い合わせは、

監査委員事務局（9階）

☎(20)1560、FAX(20)1607へ。



このような場合、市では対象期間中の全ての自己負担額を把握できません。申請に関する通知はしませんので、ご自身で「自己負担額証明書」を揃えていただく必要があります。該当すると思われる方は、国保年金課までお問い合わせください。

◆支給額の計算例

73歳夫と72歳妻（ともに国民健康保険）2人暮らし、住民税非課税世帯（区分Ⅱ）の場合
 73歳夫の自己負担額：医療保険の自己負担額20万円、介護保険の自己負担額 0円
 72歳妻の自己負担額：医療保険の自己負担額 0円、介護保険の自己負担額20万円

世帯の自己負担合計額（40万円）－基準額（31万円）＝支給額（9万円）

73歳夫（医療保険の自己負担額）年間20万円	72歳妻（介護保険の自己負担額）年間20万円
基準限度額：31万円	
支給額：9万円	

国民健康保険の高額療養費自己負担限度額が変わります

（平成27年1月から、70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が変更になります）

● 70歳未満の方の自己負担限度額

<<<平成26年12月まで				平成27年1月から>>>			
区分	所得要件	限度額 (3回目まで)	限度額 (4回目以降)	区分	所得要件	限度額 (3回目まで)	限度額 (4回目以降)
A	基礎控除後の所得 600万円超	150,000円	83,400円	ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円＋（医療費の総額－ 842,000円）×1%	140,100円
		医療費が500,000円を超えた場合 150,000円＋（医療費の総額－ 500,000円）×1%		イ	基礎控除後の所得 600万円超～ 901万円以下	167,400円＋（医療費の総額－ 558,000円）×1%	93,000円
B	基礎控除後の所得 600万円以下	80,100円	44,400円	ウ	基礎控除後の所得 210万円超～ 600万円以下	80,100円＋（医療費の総額－ 267,000円）×1%	44,400円
		医療費が267,000円を超えた場合 80,100円＋（医療費の総額－ 267,000円）×1%		エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円	44,400円
C	住民税非課税	35,400円	24,600円	オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

※70歳以上の方の自己負担限度額に変更はありません。
 ※平成27年1月以降の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、12月中に発送します。（申請時に希望された方）
 ※過去12ヶ月に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合は、（4回目以降）の限度額になります。

お問い合わせは、国保年金課（2階）
 ☎(20)1503、FAX(20)1600へ。